

王子まちづくり協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、王子まちづくり協議会（以下「協議会」）と称し、事務所を王子小学校区コミュニティ・センター（明石市王子1丁目1番1号）に置く。

(目的)

第2条 本会は、校区内の各団体間の相互理解と連帯を強め、主体的な活動と行政との協働により、地域文化の発展と安全で快適な地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の親睦と地域文化の形成および向上に関する事業
- (2) 地域の課題解決と環境の改善に関する事業
- (3) 人権遵守の啓発と地域福祉の充実に関する事業
- (4) 地域の防犯および防災に関する事業
- (5) 目的を達成するために必要と認められる事業

(構成)

第4条 本会は、次の団体および関係諸団体、NPOや個人等によって構成する。

- (1) 王子校区連合自治会
- (2) 王子校区連合高年クラブ
- (3) 王子校区子ども会育成連絡協議会
- (4) 王子小学校およびそのPTA
- (5) 王子幼稚園およびそのPTA
- (6) 王子校区民生委員・児童委員協議会
- (7) 防犯協会王子支部
- (8) 西新町商店街組合
- (9) スポーツクラブ21王子
- (10) 王子ふれあいの会
- (11) スクールガード委員会
- (12) 青少年補導委員会
- (13) 市消防団王子班
- (14) 王子小学校地区社会福祉協議会

- (15) 社会福祉法人ウェルフェアグランデ明石
- (16) 適任と認められる個人、ボランティアグループ
- (17) 地域の課題や地域づくりに対応可能な地域内のNPOや事業所

なお、次の校区内の団体等との連携・協力も重視する。

王子保育所、明光保育園、王子神社、兵庫県立大学看護学部

(役員およびその定数と任務)

第5条 本会に、次の役員を置き、参与、会計監査、顧問を除く役員で役員会を構成し、業務を遂行する。

- (1) 会長(1名) 本会を総括し、会務を統括する。
- (2) 副会長(4~6名) 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。また、専門委員会の委員長を兼務し、その委員の運営と事業推進に当たる。
- (3) 会計(1名) 本会の会計事務一切の処理に当たる。
- (4) 事務局長(1名) 会内外の事務の連絡調整を行うとともに、行政並びに関係諸団体の連絡の窓口にあたる。
- (5) 会計監査(2名) 毎年1回会計経理を監査し、総会で報告する。
- (6) 参与(1~2名) 必要に応じて本会の運営や事業推進に助言・提言を行う。
- (7) 幹事(13~16名) 各団体の正副会長、役員等がこれにあたり、事業の企画・運営を行う。
- (8) 顧問(若干名) 会長の会務や会の運営上の諮問に応じる。

(役員を選出、役員任期)

第6条 役員を選出は、連合自治会の選出規定を準用する。

- 2 役員任期は2年とする。再任は妨げない。役員に欠員が生じたとき補欠役員は前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 本会の会議は、総会、役員会、専門委員会、及び予算審議委員会や災害対策本部などの特設委員会とする。

(総会)

第8条 総会は、本会の最高議決機関であり、役員及び会長の認める地域団体や個人をもって、毎年1回(必要に応じ、臨時総会は可能)開催し、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告と決算報告
 - (2) 事業計画及び予算案
 - (3) 役員の承認
 - (4) 会則の改廃に関する事項
 - (5) 地域の緊急かつ重要課題対策や会の運営上の諸問題に関する事項
- 2 総会は、構成人数の過半数の出席をもって成立する。委任状は出席とみなし、出席者の過半数で決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

(役員会)

第9条 役員会は、会長、副会長、事務局長、会計、幹事で適宜開催し、総会への議案の作成や提案事項を審議する。なお、必要に応じて、顧問、参与、会計監査、行政などを含む役員会を開催することができる。

(委員会、部会)

第10条 本会の種々の事業を効果的に推進するために、専門委員会並びに部会を設ける。専門委員会や部会に、会長が認める地域内の適任者（個人またはグループ）を参加させることができる。

- (1) 専門医委員会は、次の4専門委員会とし、各専門委員長が招集して、事業の計画策定と推進に当たる。
 - ① イベント事業推進委員会
 - ② 防災防犯対策委員会
 - ③ コミュニティ委員会
 - ④ 地域福祉環境委員会
- (2) 特設部会の設立・編成は、役員会で検討し必要に応じて会長が招集する。

(会議の成立と議決)

(会計)

第11条 本会の経費は、原則として、連合自治会経費、市からの財政的な支援金（補助金、助成金、交付金など）、その他の収入を充てる。なお、大きなイベントや事業などには特別な手立てを講じる。

(会計年度)

第12条 毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の改廃)

第13条 本会の会則の改廃は、総会における議決による。

(その他)

第14条 この会則に定めのない事項は、役員会で協議決定する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年6月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年6月25日から施行する。